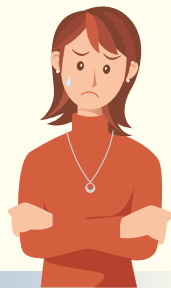


## こんな被害に あっていませんか?



私たち消費者の弱さにつけこんだ、  
消費者被害かもしれません…!!!

### 未公開株

業者から上場間近で大儲けが出来ると言われ、未公開株を購入。業者からは株券の代わりに「預り証」を渡されたが、株券は手元に届かなかった。不審に思い発行会社に確認したら上場予定は全くないと言われた。

### 出会い系サイト

「今だけ無料!」「〇〇が当選しました。今すぐ ×× にアクセスしなければ権利が次の人にうつります…」などの文句の入ったメールが届く。リンクを押したら出会い系サイトに誘導され、登録料の請求を受けた。

### ネットショッピング

パソコンや携帯電話のインターネットを利用して商品を申し込み、前払いで代金を支払ったが、商品が届かず業者と連絡が取れない。また届いた商品に問題があったが、業者が返品・交換に応じてくれない。



### 有料サイトの不当請求

携帯電話やパソコンのインターネットで無料のサイトに登録したはずが、突然高額な登録料を請求されたり、画像サンプルなどをクリックしただけで有料サイトに登録され、高額な料金を請求された。

**少しでも不安を感じたら…  
契約する前に消費生活センターに相談!!**

- 岡山県消費生活センター ☎(086)226-0999  
火曜日～日曜日(祝日・年末年始は除く)
- 岡山市消費生活センター ☎(086)803-1109  
平日9:00～16:00
- 消費者ホットライン ☎0570-064-370  
最寄りの消費生活センターにつながります。

## 会員を募集しています!!

NPO 消費者ネットおかやまの運営は、会費と寄付で賄われています。

団体正会員	1□	10,000 円
個人正会員	1□	3,000 円
団体賛助会員	1□	10,000 円
個人賛助会員	1□	1,000 円

いずれも  
1□以上の  
会費をお願い  
しています。

### 会員の特典

会員の方には、にゅーすレターや他の適格消費者団体の発行物をお届けしたり、消費者行政の動向や、講演会・シンポジウム等の情報を提供しています。

## 情報をお寄せください!

NPO消費者ネットおかやまでは、活動の一つとして、悪質な事業者に対する行為の中止の申し入れを行っています。

ささいな消費者被害でも被害の数が多ければ大きな問題です。

TEL (086)230-1316  
FAX (086)230-1317  
E-Mail : shounet@okayama.coop  
URL <http://okayama-con.net/>

メールマガジン「消費者ネットおかやま」準備中!  
3月からの配信を予定しています!  
右のQRコードから空メールを送信!  
もしくは [shounet@okayama.coop](mailto:shounet@okayama.coop)  
皆様ぜひご登録を!!



〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階  
TEL(086)230-1316 FAX(086)230-1317  
URL <http://okayama-con.net/>

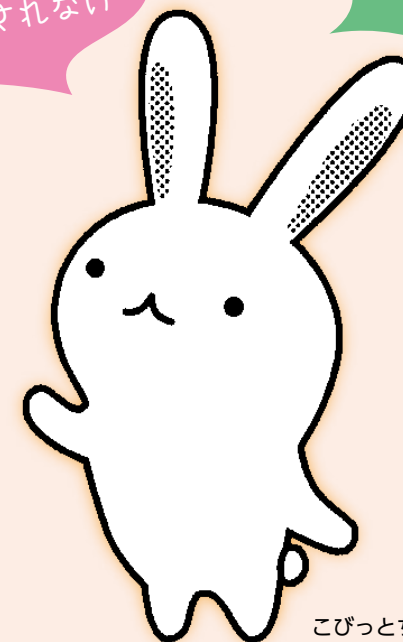
# ストップ! 消費者被害!!

慌てない!

断る!

だまされない

相談する!



こびとちゃん

特定非営利活動法人(NPO)  
消費者ネットおかやま

# こんにちは! 特定非営利活動法人 (NPO) 消費者ネットおかやまです!

消費者ネットおかやまは、消費者が安全で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指しています。



～理事長あいさつ～

河田 英正 (弁護士)



消費者ネットおかやまは、適格消費者団体を目指して、消費者の権利実現のために活動している消費者団体です。

具体的には、消費者なんでも相談会を開催するなどして消費者問題の情報を収集し、問題点を分析し、当該業者に対して改善の申し入れなどを行います。こうして、新たな消費者被害を未然に防ぎ、消費者被害を未然に防止する活動をしています。

こうした活動は、弁護士、司法書士ら法律専門家、建築士、税理士ら専門家らの協力なしにはなせません。積極的に消費者被害情報をお寄せいただく意識ある消費者の方々のご存在も欠かせません。

私たちの活動の基盤となるのは、そして一番に欠如しているのはマンパワーです。どうぞ、一人でも多くご加入いただき、私たちとともに消費者の権利の担い手となっていただきますようお願いいたします。

私たちの活動の基盤となるのは、そして一番に欠如しているのはマンパワーです。どうぞ、一人でも多くご加入いただき、私たちとともに消費者の権利の担い手となっていただきますようお願いいたします。

## 取組み事例

～県内私立高校入学時学校納付金に関する取組み～

県内の私立高等学校に対して、入学を辞退した場合の学校納付金の返還のあり方についてアンケートを実施。消費者契約法 9 条 1 号に抵触すると考えられた高等学校に対して要望書を提出し、改善がなされた。

## 会 員

弁護士・司法書士・建築士・消費生活アドバイザー・一般消費者・消費者団体 (生協など)・福祉団体・女性団体

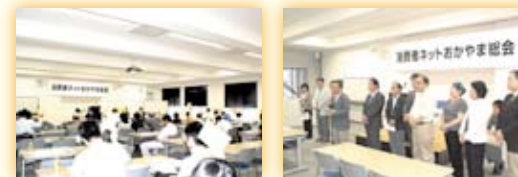
## 消費者ネットおかやまのこれまでの主な活動

2005年 6月 「団体訴権おかやま連絡会」として会を立ち上げる



2006年 4月 「消費者ネットおかやま連絡会」と名称を変更  
「消費者被害なんでも相談会(無料)」の開催(年2回)

2007年 6月 消費者団体訴訟制度の施行と同時期に、  
「消費者ネットおかやま」発足



2008年 11月 「特定非営利活動法人(NPO)」の登記  
2010年 貸借トラブルQ&Aリーフレット、  
訪問販売NOワッペン作成と普及

2011年 9月 岡山県より「消費者被害未然防止事業」の受託

●2006年より、「消費者被害なんでも相談会」を開始し、会員の弁護士、司法書士、建築士や消費生活アドバイザーなどの専門家による相談会を無料で開催しています。この相談会で受けた相談内容は理事会などで検討し、必要な調査や要望を行っています。



●消費者月間にあわせ、県消連と共催して毎年学習会を開催しており、様々な講師の方々のお話を聞いています。



# NPO 消費者ネットおかやまでは、 こんな活動をしています!

相談会 講演会 落語 講座 セミナー

たとえば…

- マルチ商法や先物取引などの消費者被害防止の講演会。
- 消費者被害やトラブルを題材にした落語。
- 消費者力検定の講師による消費者力アップのための講座。
- 子どもの携帯トラブルやネットトラブルの実態と対策、高校生の金銭感覚と消費行動の実態を考える講座。 など

当ネットでは、消費者啓発の一環として、消費者問題の学習会などへの講師派遣も行っています。

派遣する講師は当ネット会員の弁護士、司法書士、建築士などが中心となります。また、当ネットが講演、講座等をお願いした先生方もご紹介できます。

講師派遣を希望される方や団体は、まずは当ネットへ電話・メールなどでご相談ください。

**お気軽にお問い合わせ下さい。**

## クーリングオフ制度について

クーリングオフ制度とは、頭を冷やして冷静になる期間を消費者に与え、その期間内であれば事業者との間の契約を一方的に無条件で解除することができる、という消費者保護のための制度です。

《期間》 訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供(エステ・パソコン教室など) **8日間**

マルチ商法・モニター商法 **20日間**

※契約書を受け取った日を一日目と数えます。

《方法》 期間内に書面(ハガキも可)に記載し、簡易書留で送付。(必ずコピーをとる)

支払いがクレジットの場合は、同様の内容をクレジット会社にも送付。

《効果》 契約そのものが最初からなかったことになるため、支払ったお金は返金され、解約料を支払う必要はありません。

事業者の負担で、工事箇所等の原状回復をしてもらえます。

サービスの提供を受けていても、対価の支払義務はありません。

